

小上上第 5 3 7 号
令和 8 年 1 0 月 2 日

小山町上下水道審議会長 様

小山町長 込山 正秀



小山町の水道料金及び下水道使用料のあり方について（諮問）

小山町上下水道審議会条例第 2 条の規定により、水道料金及び下水道使用料のあり方について、下記理由に基づき諮問いたします。

記

（理由）

本町の上下水道事業は、人口減少に伴う水需要の減少により、料金収入が年々減少傾向にある一方で、高度経済成長期に整備した施設等が本格的な更新時期を迎え、支出がこれまでになく増加する見込みであり、今後の経営環境は極めて厳しさを増すことが予想されます。

つきましては、将来にわたり安定かつ持続可能な事業経営を行うため、「適正な水道料金 及び 下水道使用料のあり方について」、貴審議会のご意見をいただきたく諮問するものであります。